



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
○ 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（行政改革推進課）	5
○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課）	6
○ 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例（財政課）	24
○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）	26
○ 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（税務課）	28
○ 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例（管財課）	28
○ 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（青少年・児童家庭課）	29
○ 沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例（青少年・児童家庭課）	30
○ 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医務課）	30
○ 沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（国保・健康増進課）	31
○ 沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例（村づくり計画課）	32
○ 沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例（産業政策課）	32
○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）	34
○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）	39
○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁県立学校教育課）	40
○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	41
○ 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	41

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）
 - 1 職員団体のための職員の行為の制限の特例に、月60時間を超えて時間外勤務をした場合に割り振ることができる時間外勤務代休時間を加えることとした。（本則関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）
 - 1 外国勤務手当を設けることとした。（第2条及び第51条関係）
 - 2 交通取締等手当、社会福祉手当、潜水作業手当及び浄化処理作業手当について、支給要件又は支給額を改めることとした。（第4条、第9条、第14条及び第21条関係）
 - 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第10号）
 - 1 病院事業局の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）
 - 1 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、土地改良法等に基づく知事の権限に属する事務の一部につ

いて、市町村が処理することとした。 (第2条関係)

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則第1項)

3 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を設けることとした。 (附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例 (条例第12号)

1 沖縄県公共用地先行取得事業特別会計を廃止し、沖縄県公債管理特別会計を設置することとした。 (別表第1関係)

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則第1項)

3 特別会計の廃止に伴い、必要な経過措置を設けることとした。 (附則第2項から第4項まで)

4 沖縄県公債管理特別会計の設置に伴い、沖縄県減債基金条例の一部を改正することとした。 (附則第5項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

1 工芸技術支援センターに設置している回転装置付漆乾燥庫、水洗場及びインクジェットプリンターの使用料の徴収根拠を定めることとした。 (別表第1関係)

2 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。 (別表第3関係)

3 小型漁船登録時の総トン数測度手数料について、区分及び金額を定めるとともに、実測によらずに測度を行う場合の区分を設けることとした。 (別表第3関係)

4 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則第1項)

5 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を設けることとした。 (附則第2項)

○ 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (条例第14号)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。 (第4条及び第7条関係)

2 平成27年度を目指として、沖縄県産業廃棄物税条例の規定について検討を行うこととした。 (附則第5項関係)

3 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第15号)

1 行政財産の無償貸付け、減額貸付け等ができる場合の一般的な基準については、普通財産の場合に準ずることとした。 (第6条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例 (条例第16号)

1 知事は、必要があると認めるときは、沖縄県青少年保護育成審議会に青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議させることができることとした。 (第19条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則第1項)

3 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正することとした。 (附則第2項)

○ 沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例 (条例第17号)

1 沖縄県青少年問題協議会設置条例は、廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第18号)

1 修学資金を受けていた者が県内の救急病院で看護業務に従事した場合は、当該修学資金の返還債務を免除することとした。 (第10条関係)

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。 (附則)

○ 沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例 (条例第19号)

1 基金は、国民健康保険法第68条の2第1項の広域化等支援方針の作成及び当該広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用の財源に充てる場合に処分することができるとした。 (第6条関係)

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施

行することとした。 (附則)

○ 沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例 (条例第20号)

- 1 沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例 (条例第21号)

- 1 沖縄県産業振興基金特別会計歳入歳出予算に定める額を基金に積み立てることができることとした。 (第2条関係)
- 2 所要の改正を行うこととした。 (第4条及び第5条関係)
- 3 産業の高度化及び国際化に対応できる人材の育成に必要な事業及び将来の産業を担う若者の育成に必要な事業の経費の財源に充てる場合に限り、1で積み立てた額の基金を処分できることとした。 (第7条関係)
- 4 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

- 1 道路占用料の額を改めることとした。 (別表関係)
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則第1項)
- 3 占用料の徴収に際し必要な経過措置を設けることとした。 (附則第2項及び第3項)
- 4 3に関連して、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (平成20年沖縄県条例第48号) の附則第3項の所要の改正を行うこととした。 (附則第4項)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (条例第23号)

- 1 屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った市町村が処理することとした。 (第47条関係)
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。 (附則)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

- 1 県立高等学校及び県立特別支援学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。 (第2条関係)
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (条例第25号)

- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。 (第2条関係)
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 1 沖縄県部等設置条例が改正されたことに伴い、経済労働委員会及び土木文化環境委員会の所管を変更するとともに、土木文化環境委員会の名称を土木環境委員会に改めることとした。 (第2条関係)
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。 (附則)

条 例

沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第8号

沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第64号）の一部を次のように改正する。

「第37条第1項の」を「第37条第1項に」に改め、第2号中「。以下この号において「勤務時間条例」という。」を削り、「第7条に」を「第6条の2に規定する時間外勤務代休時間、同条例第7条に」に、「及び勤務時間条例」を「及び同条例」に改め、「、年次休暇並びに休職」を削り、本則に次の1号を加える。

(3) 年次休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第9号

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第49号を次のように改める。

(49) 外国勤務手当

第4条第1項中「という。」の次に「及び人事委員会規則で定める職員」を加える。

第9条第2項第1号中「児童福祉司」の次に「並びに児童及びその家庭につき心理学的判定の業務に従事する職員」を加える。

第14条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する職員が同項の作業のうち、特に困難な作

業（人事委員会規則で定める作業に限る。）に従事した場合における同項の手当の額は、前項に定める手当の額に当該作業に従事した時間1時間につき310円を加算した額とする。

第21条第2項中「450円」の次に「（人事委員会規則で定める作業に従事した場合における手当の額は、前項に定める手当の額に当該作業に従事した時間1時間につき310円を加算した額とする。）」を加え、同條に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める場合における第1項の手当の額は、前項に定める手当の額に作業に従事した日1日につき290円を加算した額とする。

第51条を次のように改める。

（外国勤務手当）

第51条 外国勤務手当は、職員（外国に駐在することを命ぜられた職員に限る。）が当該外国において特定の事務を処理する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「法」という。）の規定を適用したとしたならば前項に規定する職員が受けることとなる在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額（法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額を限度とする。）、配偶者手当の額から給与条例第12条の規定により当該職員が受けることとなる同條第3項に規定する扶養手当の額（配偶者に係る部分に限る。）を減じた額及び子女教育手当の額の合計額に相当する額とする。

3 法に規定のない地域に駐在する第1項に規定する職員に係る前項の規定の適用については、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第10号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,411人」を「2,496人」に、「7,878人」を「7,963人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第11号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中26の項を34の項とし、22の項から25の項までを8項ずつ繰り下げ、21の項を28の項とし、同項の次に次のように加える。

29 土地区画整理法（以下この項において「法」という。） 第3条第1項から第3項までに規定する施行者が県から補助金を受けないで施行する地区画整理事業（市以外の者が施行するものであって、その施行地区が1つの市の区域に属し、施行面積が50ヘクタール未満のものに限る。）に係る事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第50条第4項に規定する認可に関する事務 (2) 法第51条の13第4項において準用する法第51条の9第3項に規定する公告に関する事務	那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 うるま市 宮古島市
--	----------------------------

第2条の表20の項中「北谷町 西原町 八重瀬町」を「北谷町」に改め、同項を同表27の項とし、同表19の項中「中城村」を「中城村 西原町」に、「南風原町」を「南風原町

八重瀬町」に改め、同項を同表26の項とし、同表18の項を同表25の項とし、同表17の項中「宮古島市」を「石垣市 うるま市 宮古島市 国頭村 大宜味村 東村 本部町」に、「伊江村」を「金武町 伊江村 北谷町」に改め、同項を同表22の項とし、同項の次に次のように加える。

23 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第4条第1項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第5条第1項の規定による申出の受理に関する事務 (3) 法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議の決定及び通知に関する事務 (4) 法第6条第3項の規定による通知に関する事務 	浦添市 宮古島市 南城市 北谷町 西原町 粟国村 竹富町
24 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 政令第2条第1項第1号の規定による土地の指定及び公告に関する事務 (2) 政令第4条の規定による規模の設定に関する事務 	南城市 北谷町 西原町 粟国村 竹富町

第2条の表16の項を同表20の項とし、同項の次に次のように加える。

21 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）及び電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 政令第5条第1項の規定により知事が行うこととされている法第45条第1項の規定による報告の徴収に関する 	南城市 久米島町 八重瀬町 竹富町
---	-------------------

事務

- (2) 政令第5条第1項の規定により知事が行うこととされている法第46条第1項の規定による立入検査及び質問に関する事務
- (3) 政令第5条第1項の規定により知事が行うこととされている法第46条の2第1項の規定による提出命令に関する事務
- (4) 政令第5条第2項の規定による(1)から(3)までに掲げる事務に係る報告に関する事務

第2条の表15の項を同表18の項とし、同項の次に次のように加える。

- 19 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（土地改良事業の施行に係る地域が2以上の市町村の区域にわたる場合を除く。）
- (1) 法第8条第1項（法第48条第9項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (2) 法第8条第6項（法第48条第9項において準用する場合及び法第52条の2第4項（法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (3) 法第9条第1項（法第48条第9項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (4) 法第9条第2項（法第48条第9項において準用する場合及び法第52条の3第2項（法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する

南城市

場合を含む。) の規定による異議の申出の決定に関する事務

- (5) 法第9条第4項(法第48条第9項において準用する場合及び法第52条の3第2項(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (6) 法第10条第1項(法第48条第9項において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する事務
- (7) 法第10条第3項の規定による土地改良区が成立した旨の公告に関する事務
- (8) 法第18条第16項の規定による役員の氏名及び住所並びにこれらの変更の届出の受理に関する事務
- (9) 法第18条第17項の規定による役員の氏名及び住所並びにこれらの変更の届出の公告に関する事務
- (10) 法第30条第2項に規定する定款の変更の認可に関する事務
- (11) 法第30条第3項の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (12) 法第36条第8項に規定する特定受益者からの経費の徴収の認可に関する事務
- (13) 法第48条第1項に規定する土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可に関する事務
- (14) 法第48条第10項の規定による手続の省略の認定に関する事務
- (15) 法第48条第11項の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (16) 法第52条第1項に規定する換地計画の認可に関する事

務

- (17) 法第52条の2第1項（法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (18) 法第52条の2第3項（法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務
- (19) 法第52条の3第1項（法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (20) 法第53条の4第1項に規定する換地計画の変更の認可に関する事務
- (21) 法第54条第3項の規定による換地処分をした旨の届出の受理に関する事務
- (22) 法第54条第4項の規定による換地処分があった旨の公告に関する事務
- (23) 法第54条第5項の規定による管轄登記所への通知に関する事務
- (24) 法第57条の2第1項に規定する管理規程の認可に関する事務
- (25) 法第57条の2第3項に規定する管理規程の変更及び廃止の認可に関する事務
- (26) 法第57条の2第4項の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (27) 法第67条第2項に規定する土地改良区の解散の認可に関する事務
- (28) 法第67条第3項の規定による土地改良区が解散した旨の公告に関する事務
- (29) 法第71条の2の規定による土地改良区の清算が結了し

た旨の届出の受理に関する事務

- (30) 法第72条第2項に規定する土地改良区の合併の認可に関する事務
- (31) 法第72条第3項の規定による土地改良区の合併の公告に関する事務
- (32) 法第77条第2項に規定する土地改良区連合の設立の認可に関する事務
- (33) 法第81条に規定する所属土地改良区の数の増減の認可に関する事務
- (34) 法第84条の規定により土地改良区連合について準用する(1)から(29)まで及び(30)から(37)までに掲げる事務に係る規定に基づく事務
- (35) 法第95条第1項に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は法第3条に規定する資格を有する者（以下この項において「農業協同組合等」という。）が土地改良事業を行う場合の認可に関する事務
- (36) 法第95条第3項において準用する法第8条第1項の規定による認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (37) 法第95条第3項において準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (38) 法第95条第3項において準用する法第9条第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (39) 法第95条第3項において準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (40) 法第95条第3項において準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (41) 法第95条第3項において準用する法第10条第1項の規定による事業の認可に関する事務

- | | |
|--|--|
| (42) 法第95条第4項の規定による認可をした旨の公告に関する事務 | |
| (43) 法第95条の2第1項に規定する農業協同組合等が行う土地改良事業の計画の変更及び土地改良事業の廃止の認可に関する事務 | |
| (44) 法第95条の2第3項において読み替えて準用する法第8条第1項の規定による認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務 | |
| (45) 法第95条の2第3項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務 | |
| (46) 法第95条の2第3項において準用する法第9条第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務 | |
| (47) 法第95条の2第3項において準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務 | |
| (48) 法第95条の2第3項において準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務 | |
| (49) 法第95条の2第3項において準用する法第10条第1項の規定による認可に関する事務 | |
| (50) 法第95条の2第3項において準用する法第48条第10項の規定による手続の省略の認定に関する事務 | |
| (51) 法第95条の2第3項において準用する法第48条第11項の規定による認可をした旨の公告に関する事務 | |
| (52) 法第96条において準用する法第52条第1項に規定する換地計画の認可に関する事務 | |
| (53) 法第96条において準用する法第52条の2第1項の規定による換地計画の認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務 | |
| (54) 法第96条において準用する法第52条の2第3項の規定 | |

による意見の聴取に関する事務

- (55) 法第96条において準用する法第52条の2第4項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (56) 法第96条において準用する法第52条の3第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (57) 法第96条において準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (58) 法第96条において準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (59) 法第96条において準用する法第53条の4第1項に規定する換地計画の変更の認可に関する事務
- (60) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第1項の規定による換地計画の変更の認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (61) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第3項の規定による意見の聴取に関する事務
- (62) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第4項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (63) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (64) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第

2項において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務

- (65) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (66) 法第96条において準用する法第54条第3項の規定による換地処分をした旨の届出の受理に関する事務
- (67) 法第96条において準用する法第54条第4項の規定による換地処分があった旨の公告に関する事務
- (68) 法第96条において準用する法第54条第5項の規定による管轄登記所への通知に関する事務
- (69) 法第96条において準用する法第57条の2第1項に規定する管理規程の認可に関する事務
- (70) 法第96条において準用する法第57条の2第3項に規定する管理規程の変更及び廃止の認可に関する事務
- (71) 法第96条において準用する法第57条の2第4項の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (72) 法第96条の2第1項に規定する市町村が土地改良事業を行う場合の同意に関する事務
- (73) 法第96条の2第5項において読み替えて準用する法第8条第1項の規定による協議の適否の決定及び通知に関する事務
- (74) 法第96条の2第5項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (75) 法第96条の2第5項において準用する法第9条第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務

- (76) 法第96条の2第5項において準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (77) 法第96条の2第5項において読み替えて準用する法第9条第4項の規定による協議の却下に関する事務
- (78) 法第96条の2第5項において読み替えて準用する法第10条第1項の規定による同意に関する事務
- (79) 法第96条の2第6項の規定による意見の聴取に関する事務
- (80) 法第96条の2第7項の規定による同意をした旨の公告に関する事務
- (81) 法第96条の3第1項に規定する市町村が行う土地改良事業の計画の変更及び土地改良事業の廃止の同意に関する事務
- (82) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第48条第9項において準用する法第8条第1項の規定による協議の適否の決定及び通知に関する事務
- (83) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第48条第9項において準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (84) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第48条第9項において準用する法第9条第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (85) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第48条第9項において準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (86) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第48条第9項において準用する法第9条第4項の規定による協議の却下に関する事務
- (87) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第

48条第9項において準用する法第10条第1項の規定による同意に関する事務

(88) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第48条第10項の規定による手続の省略の認定に関する事務

(89) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第48条第11項の規定による同意をした旨の公告に関する事務

(90) 法第96条の3第5項において読み替えて準用する法第96条の2第6項の規定による意見の聴取に関する事務

(91) 法第96条の4において準用する法第52条第1項に規定する換地計画の認可に関する事務

(92) 法第96条の4において準用する法第52条の2第1項の規定による換地計画の認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務

(93) 法第96条の4において準用する法第52条の2第3項の規定による意見の聴取に関する事務

(94) 法第96条の4において準用する法第52条の2第4項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務

(95) 法第96条の4において準用する法第52条の3第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務

(96) 法第96条の4において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務

(97) 法第96条の4において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務

(98) 法第96条の4において準用する法第53条の4第1項に規定する換地計画の変更の認可に関する事務

- (99) 法第96条の4において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第1項の規定による換地計画の変更の認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (100) 法第96条の4において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第3項の規定による意見の聴取に関する事務
- (101) 法第96条の4において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第4項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (102) 法第96条の4において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (103) 法第96条の4において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (104) 法第96条の4において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (105) 法第96条の4において準用する法第54条第3項の規定による換地処分をした旨の届出の受理に関する事務
- (106) 法第96条の4において準用する法第54条第4項の規定による換地処分があった旨の公告に関する事務
- (107) 法第96条の4において準用する法第54条第5項の規定による管轄登記所への通知に関する事務
- (108) 法第96条の4において読み替えて準用する法第57条の

2 第1項に規定する管理規程の協議に関する事務

- (Ⅰ) 法第96条の4において読み替えて準用する法第57条の
2 第3項に規定する管理規程の変更及び廃止の協議に関する事務
- (Ⅱ) 法第97条第5項の規定による請求の受理に関する事務
- (Ⅲ) 法第97条第6項の規定による意見の聴取及び指示に関する事務
- (Ⅳ) 法第98条第5項に規定する審査の申立ての受理に関する事務
- (Ⅴ) 法第98条第6項の規定による審査の申立ての裁決に関する事務
- (Ⅵ) 法第98条第8項に規定する農業委員会が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (Ⅶ) 法第98条第9項の規定による意見の聴取に関する事務
- (Ⅷ) 法第98条第10項の規定による交換分合計画の認可をした旨の公告に関する事務
- (Ⅸ) 法第99条第1項の規定による土地改良区が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (Ⅹ) 法第99条第4項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務
- (Ⅺ) 法第99条第5項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画の申請の旨の公告及び縦覧に関する事務
- (Ⅻ) 法第99条第6項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告をした旨の通知に関する事務
- (Ⅿ) 法第99条第7項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議

の申出の受理に関する事務

- (122) 法第99条第8項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (123) 法第99条第10項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務
- (124) 法第99条第12項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (125) 法第100条第1項の規定による農業協同組合等が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (126) 法第100条の2第1項の規定による市町村が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (127) 法第109条の規定による農用地の形質の変更の許可に関する事務
- (128) 法第113条の2第1項の規定による土地改良事業の工事の着手及び完了の届出の受理に関する事務
- (129) 法第113条の2第2項の規定による土地改良事業の工事の完了の届出があった旨の公告に関する事務
- (130) 法第122条第2項ただし書に規定する法第10条第3項、第48条第11項（法第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第95条第4項及び第96条の2第7項の規定による公告があった後の行為の許可に関する事務
- (131) 法第132条第1項の規定による報告の徴収及び検査に関する事務
- (132) 法第133条の規定による検査に関する事務
- (133) 法第134条第1項の規定による命令に関する事務

- | | |
|--|--|
| (134) 法第134条第2項の規定による役員の改選の命令に関する事務 | |
| (135) 法第134条第3項の規定による役員の解任に関する事務 | |
| (136) 法第135条第1項の規定による解散の命令に関する事務 | |
| (137) 法第136条第1項の規定による決議、選挙及び当選の取消しに関する事務 | |

第2条の表中14の項を17の項とし、13の項を16の項とし、12の項を15の項とし、10の項及び11の項を削り、9の項を14の項とし、8の項を13の項とし、7の項を12の項とし、6の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたる墓地、納骨堂又は火葬場に係るものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事務 (2) 法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可に関する事務 (3) 法第18条第1項の規定による火葬場の立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告の徴収に関する事務 (4) 法第19条の規定による墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止の命令及び法第10条に規定する許可の取消しに関する事務 	宮古島市 南城市 国頭村 大宜味村 東村 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 読谷村 中城村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 竹富町 与那国町
--	---

10 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	伊江村 与那原町 粟 国村 渡名喜村 北大 東村 久米島町 竹富 町
(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合するものであることの確認に関する事務	
(2) 法第33条第1項の規定による法第32条の確認の申請の受理に関する事務	
(3) 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理に関する事務	
(4) 法第33条第5項の規定による専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した旨の通知及び適合しない又は適合するかしないかを判断することができない旨の通知に関する事務	
(5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水の開始前の届出の受理に関する事務	
(6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出の受理に関する事務	
(7) 法第36条第1項の規定による専用水道施設の改善の指示に関する事務	
(8) 法第36条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告に関する事務	
(9) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨の指示に関する事務	
(10) 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道による給水の停止の命令に関する事務	
(11) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査に関する事務	

(12) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の管理者からの報告の徴収又は立入検査に関する事務	
11 水道法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を探るべき旨の指示に関する事務 (2) 法第37条の規定による簡易専用水道による給水の停止の命令に関する事務 (3) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の管理者からの報告の徴収又は立入検査に関する事務	南城市

第2条の表中5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、2の項の後に次のように加える。

3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第4条第1項の規定による指示に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある販売業者に係るものに限る。） (2) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第4条第3項の規定による公表に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある販売業者に係るものに限る。） (3) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされ	南城市 久米島町 八重瀬町 竹富町
---	-------------------

<p>ている法第10条第1項の規定による申出の受理に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）</p> <p>(4) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第10条第2項の規定による調査に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）</p> <p>(5) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第19条第2項の規定による報告の徴収に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）</p> <p>(6) 政令第4条第2項の規定により知事が行うこととされている法第19条第2項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>(7) 政令第4条第4項の規定による(1)、(5)及び(6)に掲げる事務に係る報告に関する事務</p>	
<p>4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第14条第1項の規定により知事が行うこととされている法第40条第1項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第14条第1項の規定により知事が行うこととされている法第41条第1項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第14条第1項の規定により知事が行うこととされている法第42条第1項の規定による提出命令に関する事</p>	<p>南城市 久米島町 八重瀬町 竹富町</p>

務

(4) 政令第14条第2項の規定による(1)から(3)までに掲げる
事務に係る報告に関する事務

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の第2条の表3の項及び4の項左欄に掲げる事務、同表9の項から11の項まで左欄に掲げる事務、同表19の項左欄に掲げる事務、同表21の項から24の項まで左欄に掲げる事務、同表26の項左欄に掲げる事務並びに同表29の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表3の項若しくは4の項右欄に掲げる市町村の長、同表9の項から11の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表19の項右欄に掲げる市町村の長、同表21の項から24の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表26の項右欄に掲げる市町村の長又は同表29の項右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表3の項若しくは4の項右欄に掲げる市町村の長、同表9の項から11の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表19の項右欄に掲げる市町村の長、同表21の項から24の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表26の項右欄に掲げる市町村の長又は同表29の項右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第12号

沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例

沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第15号を削り、第16号を第15号とし、同表に次の1号を加える。

16 沖縄県公債管理特別会計	公債費の管理に関すること。	一般会計繰入金、減債基金繰入金、借入金、財産収入、繰越金及び附属諸収入	減債基金積立金、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
----------------	---------------	-------------------------------------	------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際沖縄県公共用地先行取得事業特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

3 沖縄県公共用地先行取得事業特別会計の平成22年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4 沖縄県公共用地先行取得事業特別会計の平成22年度の決算上生ずる剰余金は、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

（沖縄県減債基金条例の一部改正）

5 沖縄県減債基金条例（平成元年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「一般会計歳入歳出予算」の次に「又は沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県公債管理特別会計歳入歳出予算（以下「公債管理特別会計歳入歳出予算」という。）」を加える。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」の次に「又は公債管理特別会計歳入歳出予算」を加える。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第13号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	コッピングマシン	同	1,870円		を
--	----------	---	--------	--	---

	コッピングマシン	同	1,870円		
	回転装置付漆乾燥庫	同	210円		
	水洗場	同	330円		
	インクジェットプリンター				
ア	日本工業規格A列0番	1枚につき	9,240円		
イ	日本工業規格A列1番	同	4,620円		に改める。
ウ	日本工業規格A列2番	同	2,310円		
エ	日本工業規格B列0番	同	13,860円		
オ	日本工業規格B列1番	同	6,930円		
カ	日本工業規格B列2番	同	3,470円		
キ	日本工業規格B列3番	同	1,740円		

別表第2工業技術センター手数料の項中「JIS規格試験」を「日本工業規格試験」に改め、同表工芸技術支援センター手数料の項中「JIS規格」を「日本工業規格」に改める。

別表第3産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料の項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同表小型漁船総トン数測度手数料の項中

ア 5トン以上20トン

「

5トン以上20トン未満の漁船であって、全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合にあっては1隻につき37,000円、その他の場合にあっては1隻につき26,000円、5トン未満で長さ10メートル以上の漁船であって、全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合にあっては1隻につき7,600円、その他の場合にあっては1隻につき4,400円、5トン未満で長さ10メートル未満の漁船の測度を行う場合にあっては1隻につき4,400円

を

未満の漁船であつて、全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合にあっては1隻につき37,000円、その他の容積の測度を行う場合にあっては1隻につき26,000円
 イ 3トン以上5トン未満の漁船であつて、実測により全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合にあっては1隻につき11,400円、その他の容積の測度を行う場合にあっては1隻につき6,600円
 ウ 3トン未満の漁船であつて、実測により容積の測度を行う場合にあっては、1隻につき6,600円
 エ 5トン未満の漁船であつて、実測によらずに容積の測度を行う場合にあっては、1隻につき700円

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日

以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第14号

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第7条中「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める。

附則第5項中「この条例の施行後5年」を「平成27年度」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第15号

沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(準用)

第6条 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第16号

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「諮問」を「諮問等」に改め、同条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第7条第1項の規定により優良環境を推奨し、又は同条第2項の規定によりこれを取り消そうとするとき。

(3) 第10条第1項の規定により有害興行を指定し、又は同条第4項の規定によりこれを取り消そうとするとき。

第19条第1項第5号中「第12条第2項」を「第12条第2項第1号又は第2号」に改め、同項第6号中「同条第2項の」を削り、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるものほか、知事は、必要があると認めるときは、審議会に青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県附属機関設置条例の一部改正)

2 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項中「有害興行広告物等の指定及び措置についての意見の答申」を「優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議」に改める。

沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第17号

沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

沖縄県青少年問題協議会設置条例（昭和47年沖縄県条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第18号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号及び第5号中「第10条第1項第1号アからシまで」を「第10条第1項第1号アからスまで」に改める。

第10条第1項第1号中「アからシまで」を「アからスまで」に改め、同号ただし書中「クにおいては」を「ケにおいては」に、「ケにおいては」を「コにおいては」に改め、同号中シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により認定された救急病院

第10条第1項第3号及び第5号中「第1号アからシまで」を「第1号アからスまで」に改め、同条第3項中「同号アからクまで」を「同号アからケまで」に、「同号コ」を「同号サ」に改める。

第11条第1号中「前条第1項第1号アからシまで」を「前条第1項第1号アからスまで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成23年度以後貸与を受ける者について適用し、平成22年度に貸与を受けた者については、なお従前の例による。

3 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成22年沖縄県条例第14号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた者に係る改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

4 前2項の規定によりなお従前の例によることとされた者のうち、平成22年度以後に改正後の条例第2条第2項各号に規定する養成施設を卒業し、改正後の条例第10条第1項第1号イに規定する救急病院で看護業務に従事したものについては、前2項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定を適用する。

沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第19号

沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第75条の2」を「第68条の3」に改める。

第6条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 国民健康保険法第68条の2第1項の広域化等支援方針の作成及び当該広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第20号

沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例

沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例（平成12年沖縄県条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第21号

沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例

沖縄県産業振興基金条例（平成元年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、第5条第7号及び第8号の事業の経費の財源に充てるため、沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県産業振興基金特別会計歳入歳出予算（以下「産業振興基金特別会計歳入歳出予算」という。）で定める額を基金に積み立てることができる。

第4条中「沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県産業振興基金特別会計歳入歳出予算」を「産業振興基金特別会計歳入歳出予算」に改める。

第5条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「経費」を「経費の財源」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、基金のうち、100億円の運用から生ずる収益にあっては第1号から第5号までの事業の経費の財源及び第9号の経費の財源に、10億円の運用から生ずる収益にあっては第6号の事業の経費の財源に充てるものとし、第2条第2項の規定により積み立てられた基金の運用から生ずる収益にあっては、第7号及び第8号の事業の経費の財源に充てるものとする。

第5条第5号中「事業」の次に「（第7号及び第8号の事業を除く。）」を加え、同条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 産業の高度化及び国際化に対応できる人材の育成に必要な事業
- (8) 将来の産業を担う若者の育成に必要な事業

第7条の見出しを「（処分）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第2条第2項の規定により積み立てられた基金は、第5条第7号及び第8号の事業の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができ

る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第22号

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			市	町村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	560	460
	第2種電柱		860	700
	第3種電柱		1,200	950
	第1種電話柱		500	410
	第2種電話柱		800	650
	第3種電話柱		1,100	900
	その他の柱類		50	41

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	5	4
	地下に設ける電線その他 の線類		3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	490	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メートルにつき1 年	300	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,000	820
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		420	340
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	2,000	990
	その他のもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	1,000	820
法第32条第 1項第2号 に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき 1年	21	17
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		30	25
	外径が0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの		45	37

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		60	49
	外径が0.2メートル以上0. 3メートル未満のもの		90	74
	外径が0.3メートル以上0. 4メートル未満のもの		120	98
	外径が0.4メートル以上0. 7メートル未満のもの		210	170
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		300	250
	外径が1メートル以上の もの		600	490
法第32条第1項第3号及び第4号に掲 げる施設		占有面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1,000	820
法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	地下街及び 地下室	階数が1の もの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2の もの	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以 上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,000	490
	地下に設ける通路		610	300
	その他のもの		1,000	820
法第32条第 1項第6号 に掲げる施	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	占有面積 1 平方メート ルにつき 1	20	10

設			日		
	その他のもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	200	99
政令第7条 第1号に掲 げる物件	看板（ア チであるも のを除 く。）	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	200	99
		その他のもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	2,000	990
標識		1本につき 1年	800	650	
旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき 1日	20	10	
	その他のも の	1本につき 1月	200	99	
幕（政令第 7条第2号 に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	20	10	
	その他のも の	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	200	99	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	2,000	990
		その他のも の		1,000	490
政令第7条第2号に掲げる工事用施設 及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メート ルにつき 1		200	99
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物 及び同条第5号に掲げる施設		月		100	82
政令第7条 第6号に掲 げる施設	建築物	占用面積 1 平方メート ルにつき 1	Aに0.016を乗 じて得た額	Aに0.02を乗 じて得た額	
	その他のも の	年	Aに0.011を乗 じて得た額	Aに0.014を乗 じて得た額	
政令第7条 第8号に掲 げる応急仮 設建築物	上空、トンネルの上又は 高架の道路の路面下に設 けるもの		Aに0.016を乗 じて得た額	Aに0.02を乗 じて得た額	
	その他のも の		Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において

許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。)の施行日以後の占用期間(以下「継続占用期間」という。)に係る占用料の額は、当該既存占用物件(沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成20年沖縄県条例第48号)附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。)について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

(1) 平成23年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成24年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額

(沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成20年沖縄県条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の別表」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成23年沖縄県条例第22号)による改正後の別表」に改める。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第23号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例(昭和50年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 知事は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその職員若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

第47条の表中「第7条第2項の規定による措置及び公告」を「第7条第2項の規定によ

る措置」に、「第17条第2項の規定による措置及び公告」を「第17条第2項の規定による公告」に、「伊江村 渡名喜村」を「伊江村 栗国村 渡名喜村 北大東村 伊平屋村」に、「渡嘉敷村 渡名喜村」を「渡嘉敷村 栗国村 渡名喜村 北大東村 伊平屋村」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第24号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,324人」を「4,327人」に、「1,611人」を「1,649人」に、「9,161人」を「9,296人」に、「15,111人」を「15,287人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第25号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,575人」を「2,578人」に、「1,484人」を「1,486人」に、「778人」を「779人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第26号

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

沖縄県議会委員会条例（昭和47年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「観光商工部」を「商工労働部、文化観光スポーツ部」に改め、同条第4号中「土木文化環境委員会」を「土木環境委員会」に、「文化環境部」を「環境生活部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条の規定による次の表左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例の施行の日にそれぞれ改正後の第2条の規定による同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

経済労働委員会	経済労働委員会
土木文化環境委員会	土木環境委員会

3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2号又は第4号の規定による常任委員会に付議されている事件は、この条例の施行の日にそれぞれ改正後の第2条第2号又は第4号の規定による当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

発 行 所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販 売 所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購 読 料 1部1箇月1,800円
---	---